

恵庭市総合防災訓練の実施について

(1) 目的

災害対策基本法第48条（防災訓練義務）に基づき、令和元年度恵庭市総合防災訓練を計画・実施し、大規模地震の発生を想定した各種訓練により防災関係機関相互の連携強化を図るとともに、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図ります。なお、本訓練は4年に1度実施するものとなります。

(2) 日時・場所

日 時：令和元年9月4日（水） 10時15分から

会 場：桜町多目的広場

(3) 水道対策部が実施する応急給水訓練

◆状況設定

令和元年9月4日（水）午前9時30分、市内北東部を震源としたマグニチュード6.9（震度6強）の地震が発生し、家屋の倒壊など恵庭市内市街地を中心に甚大な被害を及ぼし、水道本管の損傷による漏水及び停電による断水が発生し、水道本管の復旧及び応急給水を実施します。

◆訓練内容

水道本管の復旧訓練では、恵庭市水道協会に協力を得て、訓練会場に水道管を配管し、実際に漏水している状況から、緊急資材（フクロジョイント等）を用いて修繕を実施します。



応急給水訓練では、地震に伴い停電になったことを想定し、石狩東部広域水道企業団に協力を得て、漁川浄水場の応急給水栓から給水タンク積載車（1000L）に受水後、訓練会場へ移動し、給水袋（10L）の配布を行います。

